

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年1月22日(2015.1.22)

【公開番号】特開2013-133052(P2013-133052A)

【公開日】平成25年7月8日(2013.7.8)

【年通号数】公開・登録公報2013-036

【出願番号】特願2011-286050(P2011-286050)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/58 (2006.01)

A 4 7 C 31/02 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/58

A 4 7 C 31/02 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月28日(2014.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

クッション材を被覆する表皮材と、該表皮材を取り付けるために形成された表皮材取り付け部を備えたフレームと、を有する車両用シートであって、

前記表皮材取り付け部は、

前記表皮材を取り付ける際に、前記表皮材に設けられた掛け止め部が引っ掛けられる第1ワイヤ部と、

前記車両用シートの幅方向において前記第1ワイヤ部から離れた位置にあり、前記表皮材を取り付ける際に、前記表皮材に設けられた他の掛け止め部が引っ掛けられる第2ワイヤ部と、

前記幅方向において前記第1ワイヤ部と前記第2ワイヤ部とを連結する連結ワイヤ部と、を有することを特徴とする車両用シート。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

前記車両用シートが車体本体に取り付けられた状態において、前記第1ワイヤ部のうち、前記掛け止め部が引っ掛けられる第1引っ掛け部分、及び、前記第2ワイヤ部のうち、前記他の掛け止め部が引っ掛けられる第2引っ掛け部分は、前記連結ワイヤ部よりも下側に位置していることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の車両用シート。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、上記の課題に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは

、トリムコード等のように表皮材端末に設けられた掛け止め部を、シートフレームに取り付けたワイヤに引っ掛けることにより表皮材を取り付ける構造において、上記のワイヤに掛け止め部が引っ掛けられている状態を良好に維持することが可能な車両用シートを提供することにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前記課題は、本発明の車両用シートによれば、クッション材を被覆する表皮材と、該表皮材を取り付けるために形成された表皮材取り付け部を備えたフレームと、を有する車両用シートであって、前記表皮材取り付け部は、前記表皮材を取り付ける際に、前記表皮材に設けられた掛け止め部が引っ掛けられる第1ワイヤ部と、前記車両用シートの幅方向において前記第1ワイヤ部から離れた位置にあり、前記表皮材を取り付ける際に、前記表皮材に設けられた他の掛け止め部が引っ掛けられる第2ワイヤ部と、前記幅方向において前記第1ワイヤ部と前記第2ワイヤ部とを連結する連結ワイヤ部と、を有することにより解決される。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、上記の車両用シートにおいて、前記第1溶接部分は、前記幅方向において、前記一方の側部フレームのうち、前記他方の側部フレームと対向している領域に位置し、前記第2溶接部分は、前記幅方向において、前記他方の側部フレームのうち、前記一方の側部フレームと対向している領域に位置していることとしてもよい。

以上の構成の車両用シートであれば、各溶接部分が側部フレームの内側に位置するようになるので、各溶接部分が側部フレームの外側に位置する場合と比較して、溶接部分間の距離が短くなり、連結ワイヤ部の長さをより短くすることが可能である。すなわち、上記の構成により表皮材取り付け部をコンパクトにすることが可能になる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項1の発明によれば、連結ワイヤ部によって連結されることにより第1ワイヤ部及び第2ワイヤ部の各々の剛性が向上する。これにより、各ワイヤ部に掛け止め部が引っ掛けられても変形し難く、掛け止め部が引っ掛けられた状態を良好に維持することができる。

請求項2の発明によれば、掛け止め部をワイヤ部に引っ掛ける際に、連結ワイヤ部との干渉を抑えることが可能となるので、作業性が向上する。

請求項3の発明によれば、側部フレームにおいてワイヤ部が溶接された箇所周りの剛性が向上し、側部フレームに対して各ワイヤ部を良好に支持させることができる。

請求項4の発明によれば、各溶接部分が側部フレームの内側に位置するようになるので、各溶接部分が側部フレームの外側に位置する場合と比較して、溶接部分間の距離が短くなり、連結ワイヤ部の長さをより短くすることができるため、表皮材取り付け部をコンパクトにすることが可能になる。

請求項 5 の発明によれば、各ワイヤ部の引っ掛け部分にアクセスし易くなる結果、当該引っ掛け部分に掛け止め部を引っ掛ける作業（すなわち、表皮材を取り付ける作業）がより容易になる。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

また、本シート1は、左右一対の支持ブラケット2，2を備えており、当該支持ブラケット2，2を介して車体に固定されている。つまり、左右一対の支持ブラケット2，2は、本シート1を車体に固定するために形成された部分であり、本実施形態では、板金に対してプレス加工を施すことにより形成されている。なお、本実施形態において、支持ブラケット2，2は、シートクッション4の両脇に位置した状態で車体に固定されている。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

さらに、シートクッションフレーム14の前端部には、左側の前方ブラケット32から右側の前方ブラケット32に亘ってシートクッションパン36が設けられており、シートクッションパン36の後端と後方ブラケット33との間にSバネ9が架設され、当該Sバネ9上には、シートクッション4のクッション材5が載置される（図7参照）。

なお、シートクッションパン36の前端は、シートクッションフレーム基部31の前端に掛かっており、具体的に説明すると、弧状に湾曲することによりシートクッションフレーム基部31の前端に掛合している。一方、シートクッションフレーム基部31を構成するパイプの折り曲げ箇所、すなわち、シートクッション4の前方角部に相当する箇所には、シートクッションパン36の前端が掛かっていない。これは、シートクッション4の前方角部に相当する箇所にまでシートクッションパン36が掛かっていた場合、乗員が本シート1に着座した際に不快感が生じる虞があるためであり、上記の構成により、当該不快感の発生を抑制することが可能となる。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

第2ワイヤ部39の構造について説明すると、図6に示すように、第1ワイヤ部38と左右対称の構造となっている。すなわち、第1ワイヤ部38と同様に、前端及び後端に設けられたL字状部分39aと、前後方向中央部に位置する第2引っ掛け部分39bとが備えられている。また、L字状部分39aについても、図6に示すように、互いに直交する2つの断片により構成され、一方の断片は、シートクッションフレーム14の右端フレームの内表面に溶接されており、他方の断面は、内側（すなわち、左端フレーム34側）に向かって延出している。ここで、右端フレーム35の内表面とは、右端フレーム35のうち、左端フレーム34と対向している領域に相当する。